**市街化調整区域の既存建築物を一時的に選挙事務所とする際の手続きについて**

市街化調整区域の既存建築物を，一時的に選挙事務所として使用する場合は，別紙の「既存建築物の一時的使用届出書」に必要添付書類を添えて，石岡市長あてに提出してください。

1. 届出書は石岡市役所建築住宅指導課へ提出してください。
2. 届出書は正副２部とし，添付書類は以下のとおりです。

・付近見取図（住宅地図等の写しを利用）

・既存建築物の賃貸借契約書の写し

・選挙事務所設置届の写し（選挙管理委員会に届出したものの写し）

・既存建築物の適法性が判断できる資料（建築確認済証の写し，建築確認概要書の写し，都市計画法の許認可等の写し等）

・委任状（申請者が直接届出をしない場合）

1. 届出書の受付後，審査届出書に受理印を押印し，申請者に返すことをもって，既存建築物の一時的使用の協議が整ったものとします。
2. 当該選挙事務所を撤収した後，元の状態になったことが分かる写真を提出してください。

【注意事項】

* 1. 選挙事務所として使用しようとする建築物は，適法に立地したものである必要があります。（都市計画法や，建築基準法の手続きを経たものであること）
  2. 他法令に基づく手続き等が必要となる場合があるため，届出とは別に建築基準法等の管轄部局（県南県民センター建築指導課等）に相談してください。